

参考資料

公益通報者保護制度に関する実態について(概要)

1. 労働者の意識

(1)「公益通報者保護法」の認知度

よく知っている	2.7%	}	知っている(14.2%)	}	(34.8%)
ある程度知っている	11.4%				
名前は聞いたことがある	20.6%	}	知らない(65.2%)		
知らない	65.2%				

(2)「公益通報」の意向（法令違反行為等がなされていることを知った場合）

通報する	10.4%	}	通報する(56.2%)
原則として通報する	45.8%		
原則として通報しない	32.0%	}	通報しない(43.8%)
通報しない	11.7%		

(3)公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと(複数回答可)

制度の周知が徹底されること	47.9%
労務提供先と労働者との間で『公益通報をしても不利益には取り扱われない』という信頼関係が形成されること	31.2%
社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること	30.3%
・・・以下略	

出典：公益通報者保護専門調査会資料・「平成22年度公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」

(調査期間：平成22年10月22日～10月26日 消費者庁調べ)

2. 事業者の取組状況等

(1)内部通報制度を「導入している」事業者

導入している	46.2%
検討中	13.8%
導入する予定なし	39.1%

※従業員数別にみると、内部通報制度を「導入している」割合は、従業員数の多い事業者ほど高い(1,000人を超える事業者では9割超が「導入している」)。

「導入する予定なし」とする事業者は、従業員50人以下の事業者では73.7%となっている。

(2)内部通報制度を導入していない理由(複数回答可)

どのような制度なのかわからない	39.5%
どのようにして導入すればよいかわからない	34.0%
必要な制度ではあるが、優先度が低い	24.1%
制度がなくても、法令違反行為等を明らかにし、適切に対応する社内風土がすでに醸成されている	23.6%
・・・以下略	

(3) 公益通報者保護制度が身近なものとなるために必要なこと(複数回答可)

制度の周知が徹底されること	54.3%
社会の中で公益通報が有益であるとの意識が浸透すること	40.9%
労務提供先と労働者との間で『公益通報をしても不利益には取り扱われない』という信頼関係が形成されること	35.3%
・・・以下略	

出典:公益通報者保護専門調査会資料「平成22年度民間事業者における通報処理制度の実態調査」
(調査期間:平成22年10月1日～11月4日 消費者庁)

3. 行政機関の取組状況等

(1) 内部の職員等からの通報・相談窓口の設置状況

府省庁(19機関)	100.0%
都道府県検討中(47機関)	100.0%
市区町村(1,641機関)	44.7%

※市区町村における設置は733機関。

(2) 外部の労働者からの公益通報の受理件数等(平成21年度・対象法律別)

対象法律	受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
全行政機関で受け付けた公益通報の受理件数	4,669件	4,271件	3,398件
労働基準法、労働安全衛生法等労働基準監督署が通報先となる法律 ※1	4,346件	3,979件	3,174件
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	74件	70件	64件
介護保険法	36件	22件	19件
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	30件	29件	28件
健康保険法	22件	17件	10件
・・・以下略			

※1 家内労働法、最低賃金法、作業環境測定法、じん肺法、石綿による健康被害の救済に関する法律、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る公益通報のうち、労働基準監督署が受理したもの(労働基準法等の規定に基づく申告を含む)。なお、これらの受理件数等の算出は通報の回数に基づく。

出典:公益通報者保護専門調査会資料「平成21年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査等」
(調査:平成22年3月31日時点 消費者庁)